

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

「9」から始まる7桁の番号です。  
(税額通知書に記載されています。)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記入例①(退職で一括徴収の場合)

新年度 3. 両年度

〇〇〇 市町村長殿 令和××年〇〇月△△日提出	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3			特別徴収義務者 指定番号	9876543	※市町村 ごとに 異なりま す。	
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ			宛名番号 <sup>※注1</sup>	1234		
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事			連担 絡当 先者	所属	人事課人事労務係	
	個人番号 <sup>※注2</sup> 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			氏名	特徴 花子		
					電話	000-000-0000 内線 ( 123 )		
給与所得者 フリガナ スズキ イチロウ 氏名 鈴木 一郎 生年月日 昭和50年1月1日 個人番号 <sup>※注2</sup> 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 受給者番号 123456 1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1 異動後の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	140,000 円	35,600 円	104,400 円	××年 1月 8月	1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死 5. 支払少額 右から 番号を 記入	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 <sup>※注3</sup> 1月1日以降の退職の場 合は義務づけられていま す。 3. 普通徴収 (本人納付)	
		6月 から 8月 まで	9月 から 5月 まで					

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は、原則一  
括徴収が基本となります。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入します。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
--------------	--	--	---

2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9月 20日 104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
------------	--	-------------------------------	---

3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和××年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄
------------	--	-------------

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。  
 3 新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄(「個人番号」)は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること義務づけられています。  
 5 一月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合は、一括徴収すること義務づけられています。